

(仮称) 栗東市中小企業信用保証料助成金交付要綱の創設

本制度は信用保証料の一部を助成することにより中小企業者の負担を軽減し、経営基盤の強化と地域経済の発展に資することを目的とし、平成 25～27 年度の 3 ヶ年実施した栗東市中小企業緊急支援信用保証料助成金交付事業を拡大延長するため、新たに創設するものです。

助成制度の概要

1 対象資金・対象割合

①セーフティネット資金 <新規枠>	2/10
②セーフティネット資金 <借換枠>	2/10
③緊急経済対策資金<新規枠>	2/10
④緊急経済対策資金<借換枠>	2/10
⑤開業資金	※2/10
⑥栗東市小規模企業者小口簡易資金	3/10
※但し、創業支援事業計画期間である平成28年4月1日から平成30年3月31日の期間については3/10	

2 助成対象者

- 上記①～⑥の資金について融資の実行を受けた者。
- ①～⑤の資金については県要綱第 5 条の対象者（開業資金のみ左記又は事業所・住所をこれから設けようとする者）かつ下記条件を満たす者。
 - 法人：市内に事業所が所在すること。
 - 個人：市内に住所を有すること。
- ⑥資金については市規則第 5 条の対象者かつ下記条件を満たす者。
 - 法人：主たる事業所を市内に有し、かつ 1 年以上継続して同一事業を県内に営んでいること。
 - 個人：市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上継続して営んでいること。

3 助成期間

- 平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日（施行日に係わらず、平成 28 年 4 月 1 日以降、対象資金の融資実行を受けた者に適用する。）

4 助成額

- 50 万円を限度とする。
- 助成期間中 50 万円の限度額内であれば、対象資金を複数回申請できる。

5 助成金の返還について

- 繰上完済等をした場合、完済時点の信用保証料の充当（消化率）に応じて助成金の返還を求める。但し、消化率が助成割合を超えた場合は、助成金の返還は不要。